特記仕様書

業 務 名　　与謝野町公共下水道管路調査業務（その１）委託
業務箇所　　与謝郡与謝野町字 岩滝 地内他
工　　期　　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

第１章 総則

１．適用範囲

（１）本仕様書は、与謝野町（以下「当町」という。）が管理する下水道管路施設内の調査工（以下、「調査」という。）に適用する。

（２）図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

（３）本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当町と受注者との協議により決定する。

２．成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は当町の所有とする。また、調査の成果等は、当町の承諾なしに公表しないこと。

３．用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。

（２）協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

４．法令等の遵守

（１）受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則など、並びに当町が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

① 労働基準法	（昭和 22 年法律第 49 号）及び同法関連法規
② 労働者災害補償保険法	（昭和 22 年法律第 50 号）及び同法関連法規
③ 消防法	（昭和 23 年法律第 186 号）及び同法関連法規
④ 建設業法	（昭和 24 年法律第 100 号）及び同法関連法規
⑤ 建築基準法	（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法関連法規
⑥ 港湾法	（昭和 25 年法律第 218 号）及び同法関連法規
⑦ 毒物及び劇物取締法	（昭和 25 年法律第 303 号）及び同法関連法規
⑧ 道路法	（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規
⑨ 下水道法	（昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規
⑩ 中小企業退職金共済法	（昭和 34 年法律第 160 号）及び同法関連法規
⑪ 道路交通法	（昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規
⑫ 河川法	（昭和 39 年法律第 167 号）及び同法関連法規
⑬ 電気事業法	（昭和 39 年法律第 170 号）及び同法関連法規
⑭ 騒音規制法	（昭和 43 年法律第 98 号）及び同法関連法規
⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法関連法規
⑯ 水質汚濁防止法	（昭和 45 年法律第 138 号）及び同法関連法規
⑰ 酸素欠乏症等防止規則	（昭和 47 労働省令第 42 号）及び同法関連法規
⑱ 労働安全衛生法	（昭和 47 年法律第 57 号）及び同法関連法規
⑲ 振動規制法	（昭和 51 年法律第 64 号）及び同法関連法規
⑳ 環境基本法	（平成 5 年法律第 64 号）及び同法関連法規

（２）使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任において行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

（3）適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

5．提出書類

（1）受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、調査に着手すること。

① 着手届
② 現場代理人及び主任技術者届
③ 工程表
④ 職務分担表
⑤ 緊急連絡届
⑥ 調査計画書
⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届
（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと。）
⑧ 下水道管路管理専門技士（調査）届
（下水道管路管理技士（調査）登録証の写しを添付のこと。）

（2）提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、ただちに変更届を提出すること。

（3）受注者は、着手日からしゅん工日までの期間中の毎月末、調査出来高報告書を監督員に提出すること。

（4）調査が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

① 完了届
② 出来高調書
③ 調査記録写真帳（第１章「12．作業記録写真」による。）
④ 完了図書１式（第３章「３．報告書」による。）
⑤ 支払請求書及び明細書

（5）前記各項のほか、監督員が指定した書類を指定期日までに提出すること。

6．官公庁への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7．現場体制

（1）受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、及び調査の技術並びに経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

（2）管路施設内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

（3）受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

8．下請負人の届出

（1）受注者は、調査の一部を下請負とする場合で、当町が下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。

（2）調査の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。

この場合、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

9．地先住民等との協調

（1）受注者は、調査を実施するにあたり、必要に応じて地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。

（2）受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅延なく監督員に申し出て、対応について協議すること。地先住民等に対しては、誠意を持って対応し、

その結果をすみやかに報告すること。
（3）受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。
なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
（4）使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

10．損害賠償及び補償
（1）受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督員に報告し、対応について協議するとともに、すみやかに原状復旧すること。
（2）受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

11．行程管理
（1）受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、行程管理を適正に行うこと。
（2）予定の工程表と、実績に差が生じた場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
（3）受注者は、毎月末、調査出来高報告書により、調査の進捗状況を監督員に報告すること。
（4）日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日・休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ調査内容及び調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

12．作業記録写真
受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督職員に提出すること。
（1）管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切なほう方法で撮影を行うこと。
（2）人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
（3）写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
（4）一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
（5）写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。
（6）撮影頻度
① 伏せ越し箇所：全箇所撮影すること。
② その他 ：各路線毎に延長 50m程度に対し、1 箇所の割合で撮影すること。
上記については、監督職員と協議を行うこと。

第２章 安全管理

１．一般事項
（1）受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従いその防止に必要な措置を十分に講ずること。
（2）作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
（3）事故防止を図るため、安全管理については、調査作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

２．安全教育
（1）受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図る。
（2）受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

（1）現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

（2）マンホール、管きょ等に出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

（3）調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

（4）資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

（1）調査中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

（2）作業現場には、下水道管路内調査中と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

（3）調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

（4）調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

（5）前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

5．その他

（1）受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと

（2）万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置をとること。

（3）前項の通報後、受注者は、事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当町に届け出ること。

第３章　調査工

1．一般事項

（1）受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、調査に着手すること。

（2）調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等などを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

（3）調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとすること。

ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、直ちにこれを撤去すること。

（4）受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（5）監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。

（6）調査にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。

（7）調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に務めること。

２．調査工

（１）調査計画書

受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査報告書を提出すること。

① 調査概要

② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

③ 調査計画（テレビカメラ、ビデオカメラ装置等の使用機器、調査方法、実施工程等）

④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）

⑤ その他

監督職員の指示する事項

（２）調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

（３）調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

（４）本管テレビカメラ調査

① 調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、その洗浄水は、監督員との協議により調達先を選定すること。

② 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。

③ 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、侵入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影（カラー）し、DVD 等に収録すること。

異常箇所、取付け管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）した上で、鮮明な画像を DVD 等に収録すること。

④ 本管内の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。

⑤ 取付け管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

⑥ 管きょ内に異常が発見された場合は、異常個所を拡大した画像（カラー）を保存するものとする。

これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

（５）マンホール目視調査

マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、侵入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管きょの布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール１箇所当り３枚以上を標準とする。

（６）異常時の処置

調査の続行が困難になった場合は、直ちに監督員に報告し、指示を受けること。

この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

３．報告書

（１）報告結果は、『下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（社団法人日本下水道協会)』の管路内調査報告書記載要領に基づいて、報告書を作成し、提出すること。

（２）調査結果をテレビモニターから DVD 等に収録する場合は、指定の一般用 DVD 等に収録すること。

なお、提出する DVD 等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等をタイプ表示すること。

（３）調査結果の判定基準については、下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル（案）及び下水道法一部改正に伴い新設された診断基準を参考に作成し、あらかじめ、監督職員の承諾を

得ること。
（4）提出する成果品は、次のとおりとする。
① 報告書（概要、調査箇所平面図、総括表、集計表、各記録表、不良箇所写真）
② 不良箇所写真帳
③ ＤＶＤ等
④ その他監督員の指示するもの

第４章　その他

１．調査の完了

調査を修了し、所定の書類が提出された後、当町検査員の検査をもって完了とする。

２．検査

（1）受注者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。
（2）受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査職員の指示に従い、提出すること。

３．その他

（1）調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食などの異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
（2）設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
（3）その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

数量総括表

費目	工種	種別	細目	単位	当初数量		備考
					計算	設計	
管路調査	調査工	視覚調査工	マンホール目視調査工	箇所	31.0	31	
			本管テレビカメラ調査工	m	1367.3	1367	
		洗浄工	管きょ内洗浄工	m	1367.3	1367	
		報告書作成工	マンホール目視調査工	基	31.0	31	
			本管テレビカメラ調査工	m	1367.3	1367	
	仮設工	交通管理工	交通誘導員A	人日	4.0	4	
			交通誘導員B	人日	14.0	14	
		換気工	マンホール換気工	日	9.0	9	

数量集計表

◆マンホール

区間	基数	平均深さ
	[箇所・基]	[mm]
Ｍ１	22	2.890
Ｍ２	9	2.376
全体	31	2.633

◆管路

区間	口径 [mm]			延長 [mm]		
	最大	最小	分類	小中口径	大口径	全口径
Ｐ１	400	200	小中口径	1081.71		1081.71
Ｐ２	300	200	小中口径	285.61		285.61
全体				1367.32		1367.32

令和８年度　マンホール目視調査工一覧

区間： M1

区間	施設番号	マンホール種別	人孔内径(cm)	人孔深(m)	施工年度	調査年度	排水区	道路名	特環 公共
M1	S-70501-078	組立1号	90	3.677	1987	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
M1	S-70501-079	組立1号	90	1.980	1987	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
M1	S-70501-080	組立1号	90	3.958	1987	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
M1	S-70501-081	組立1号	90	4.030	1990	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
M1	S-70501-061	3号人孔	150	4.289	1990	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
M1	S-60505-021	組立1号	90	3.410	1988	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
M1	S-60505-020	組立1号	90	3.327	1988	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
M1	S-60505-042	組立1号	90	3.237	1994	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
M1	S-60510-008	組立1号	90	2.944	1995	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
M1	S-60510-009	組立1号	90	3.054	1994	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
M1	S-70421-015	組立1号	90	3.017	1989	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
M1	S-70501-029	組立1号	90	2.880	1989	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
M1	S-70501-034	組立1号	90	2.947	1989	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
M1	S-70501-095	組立1号	90	2.974	1989	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
M1	S-70501-026	組立1号	90	3.274	1989	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
M1	S-70501-065	組立1号	90	3.386	1990	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
M1	S-70502-009	組立0号	75	1.436	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
M1	S-70502-010	組立0号	75	1.310	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
M1	S-70502-011	組立1号	90	1.480	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
M1	S-70502-012	組立1号	90	1.589	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
M1	S-70502-013	組立1号	90	2.510	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
M1	S-70501-087	組立1号	90	2.880	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
22				**2.890**					

合計： 22箇所　　平均人孔深　2.89m

区間： M2

区間	施設番号	マンホール種別	人孔内径(cm)	人孔深(m)	施工年度	調査年度	排水区	道路名	特環 公共
M2	S-40907-062	組立1号	90	2.475	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
M2	S-40908-016	組立1号	90	2.575	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
M2	S-40908-011	組立1号	90	2.502	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
M2	S-40908-009	組立1号	90	2.590	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
M2	S-40908-007	組立1号	90	2.465	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
M2	S-40903-075	組立1号	90	2.346	1989	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
M2	S-40903-061	組立1号	90	2.255	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
M2	S-40903-049	組立1号	90	2.120	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
M2	S-40903-039	組立1号	90	2.055	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
9				**2.376**					

合計： 9箇所　　平均人孔深　2.376m

令和８年度　本管TVカメラ調査工　一覧

区間： P1

区間	施設番号	管材種別	管種	管径(mm)	管路延長(m)	施工年度	調査年度	排水区	道路名	特環 公共
P1	S-70501-077	塩ビ系	VU	300	53.85	1987	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
P1	S-70501-078	塩ビ系	VU	300	51.50	1987	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
P1	S-70501-079	塩ビ系	VU	300	83.40	1990	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
P1	S-70501-080	塩ビ系	VU	300	72.90	1990	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
P1	S-70501-061	塩ビ系	VU	400	2.70	1990	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
P1	S-60505-054	塩ビ系	VU	250	65.00	1988	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
P1	S-60505-053	塩ビ系	VU	250	55.00	1988	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
P1	S-60505-075	塩ビ系	VU	250	74.02	1994	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
P1	S-60510-008	塩ビ系	VU	200	4.84	1995	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
P1	S-60505-002	塩ビ系	VU	250	78.08	1994	2026	岩滝第2処理分区	町道平和通1号線	公共
P1	S-70421-013	塩ビ系	VU	250	73.20	1989	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
P1	S-70501-029	塩ビ系	VU	250	44.00	1989	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
P1	S-70501-034	塩ビ系	VU	250	28.00	1989	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
P1	S-70501-094	塩ビ系	VU	250	54.00	1989	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
P1	S-70501-026	塩ビ系	VU	250	77.80	1990	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
P1	S-70501-065	塩ビ系	VU	250	36.22	1990	2026	岩滝第2処理分区	国道178号	公共
P1	S-70502-010	塩ビ系	VU	250	14.00	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
P1	S-70502-011	塩ビ系	VU	250	24.00	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
P1	S-70502-012	塩ビ系	VU	250	42.70	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
P1	S-70501-102	塩ビ系	VU	250	71.60	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
P1	S-70501-086	塩ビ系	VU	250	74.90	1992	2026	岩滝第2処理分区	府道網野岩滝線	公共
21					**1081.71**					

合計： 21箇所　　管路延長 合計 1081.71 m

区間： P2

区間	施設番号	管材種別	管種	管径(mm)	管路延長(m)	施工年度	調査年度	排水区	道路名	特環 公共
P2	S-40907-062	塩ビ系	VU	300	13.10	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
P2	S-40908-062	塩ビ系	VU	300	45.74	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
P2	S-40908-067	塩ビ系	VU	300	43.00	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
P2	S-40908-065	塩ビ系	VU	300	37.55	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
P2	S-40903-112	塩ビ系	VU	300	37.05	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
P2	S-40903-090	塩ビ系	VU	300	34.13	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
P2	S-40903-106	塩ビ系	VU	300	37.01	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
P2	S-40903-094	塩ビ系	VU	300	38.03	1991	2026	第1-2処理分区	府道中藤加悦線	特環
8					**285.61**					

合計： 8箇所　　管路延長 合計 285.61 m